

令和8年度 静岡県消防防災ヘリコプター等点検整備業務委託契約書

- 1 件 名 静岡県消防防災ヘリコプター等点検整備業務委託
- 2 期 間 令和8年10月1日から令和9年1月31日まで
- 3 契約金額 ￥ —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ —)
- 4 契約保証金 免 除

上記に係る静岡県消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の定期耐空証明検査及び機体・発動機及びヘリコプターテレビ電送装置等の定時点検（以下「耐空検査等」という。）について、静岡県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、仕様書に基づき頭書契約金額をもって、頭書履行期限までに防災ヘリの耐空検査等を完了し、国土交通省航空局の耐空証明を取得しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

（一括委任又は一括下請の禁止等）

第2条 乙は、耐空検査等の処理を一括して他に委託し又は請け負わせてはならない。

2 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（耐空検査等の調査等）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、耐空検査等の処理状況について、乙に対し報告を求め、又は自ら調査することができる。

（仕様書不適合の場合の修正義務）

第4条 乙は、耐空検査等が仕様書に適合しない場合において、甲がその修正を要求したときは、乙はこれに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し又は履行を延長することはできない。

（業務内容の変更）

第5条 甲は必要がある場合には耐空検査等の内容を変更し、耐空検査等を一時中止し、若しくは履行の期限を変更することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

（期限の延長）

第6条 乙は天災地変その他の自己の責によらない理由により履行期限までに耐空検査等を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して、履行期限の延長を求めることができる。

（経済事情の激変等による契約金額の変更）

第7条 履行期限内に経済事情の激変又は、予期することができない理由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。

(管理義務)

第8条 乙は、耐空検査等の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙の責任において処理しなければならないが、甲が加入する航空機保険の使用を可とする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第9条 甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に耐空検査等を完了していないときは、その期限の翌日から遅滞日数1日につき、契約金額の1000分の1に相当する額の違約金を徴収する。

(工程表及び業務工程月報)

第10条 乙は、この契約締結後10日以内に、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、工程表につき直ちにその内容を審査し、不相当と認めたときは、乙に訂正を求めるものとする。

3 乙は、工期が1月を超える業務については、工程表に基づいて、業務工程月報を提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、耐空検査等を完了したときは、遅滞なく甲に対して耐空検査等の完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届の提出があったときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いの上、耐空検査等の完了を確認する検査を完了しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり耐空検査等について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格し、防災ヘリ機体の引渡しを完了したときは、所定の手続きに従って契約金額の支払を請求できるものとする。

2 甲は、前項の正当な請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(甲の契約解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する理由により履行期限内に業務の完了の見込みがないと認めたとき。

(2) 第2条の規定に違反したとき。

(3) 乙又はその使用人が甲の検査もしくは監督に際し職務執行を妨げ又は妨げようとしたとき。

(4) 乙が次のアからキに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。

以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与

- える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
(5) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。

(乙の契約解除権)

第 14 条 乙は、次の各号の一に該当するときは委託契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が 3 分の 1 以上減少したとき及び業務の中止期間が契約期間の 4 分の 1 以上に達したとき。
(2) 甲が契約に違反し、その違反によって耐空検査等を完了することが不可能となったとき。

(損害賠償金)

第 15 条 甲は、乙が第 13 条各号の一に該当したことにより、委託契約を解除した場合は、業務委託料の 100 分の 10 に相当する額の損害賠償金を徴収する。

2 前項の損害賠償金は、甲が乙に支払うべき契約金額から控除することができる。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、耐空検査等の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事 鈴木 康友

乙

令和 8 年度

静岡県消防防災ヘリコプター等点検整備
業務委託

仕様書

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、静岡県（以下「甲」という。）が所有する静岡県消防防災ヘリコプター（レオナルド式AW139型ヘリコプター JA139R）の令和8年度耐空証明検査（更新）及び機体、発動機の定時点検等、並びに無線機定期検査整備作業を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり適用する。

(2) 整備作業基準

本整備は次の技術基準に適合すること。

ア 行政機関等が発行するもの

(ア) 航空法

(イ) 航空法施行規則

(ウ) 耐空性審査要領

(エ) 耐空性改善通報（TCO）

(オ) 電波法

イ レオナルド式AW139型ヘリコプターの整備基準にかかるもの

ウ 受注者側技術基準

エ 発動機等各装備品関連技術書及びその他参考資料

2 整備一般

(1) 航空機の受渡し及び領収

ア 航空機の受渡しは、静岡市葵区諏訪8-10（静岡ヘリポート）で甲及び乙の両者立会いのうえ行う。

イ 航空機の領収は、甲が実施する領収検査に合格した時点で行う。

(2) 耐空証明検査等

航空機の整備完了後、航空局の実施する耐空証明検査及び総務省の実施する無線検査に合格すること。

(3) 整備及び外部発注等

ア 整備にあたっては、乙に所属する国が発行する技能証明を取得している整備士及びその整備士の指揮のもと作業員に作業を行わせること。

イ 乙以外の者が作業を実施する場合は、甲に作業者を通知するものとする。

ウ 乙以外の者の作業中に発生した不具合については、乙は責任をもって処理すること。

3 整備作業の区分

申請書類作成、整備作業（定例整備、非定例整備、特別整備及びその他整備に区分）地上試験、飛行試験、確認作業に区分する。

なお、無線検査に係わる作業は、前述の区分に含むものとする。

4 整備作業の内容

(1) 申請書類作成

(2) 整備作業（「別紙 整備項目」に定める。）

ア 定例整備

イ 非定例整備

ウ 特別整備

エ その他の整備

(3) 地上試験

(4) 飛行試験

(5) 確認作業

5 部品、材料、治工具等及び受検手数料

- (1) 本整備に必要な部品、材料及び治工具は、原則としてすべて乙側において準備するものとし、廃棄部品及び交換された部品の処置は甲の指示による。
- (2) 本整備に必要な燃料、潤滑油、グリス等の整備に要する消耗品は、乙側において準備するものとする。
- (3) 基本整備に際し、必要な防食用タッチアップ費用、ボルトナット類（特殊なものを除く）の交換費用等小額補修は委託金額に含むものとする。
- (4) 検査に係る受検手数料は委託金額に含むものとする。

6 検査及び引渡し

- (1) 本整備及び検査の全般事項については、「航空法」、「電波法」及び「製造者が発行する技術資料」に定めるところとする。
- (2) 検査における合否の判定基準は契約事項、仕様書及び関連技術書による。
- (3) 甲は、必要と認める場合、乙と協議の上、中間検査を実施することができる。
- (4) 本整備完了後、航空局の耐空証明検査に合格することとし、検査にかかる書類の作成及び整備に関する一切の説明並びに飛行検査等は乙側が行う。
- (5) 乙が行う認定事業場の確認後、甲の行う領収検査を実施するものとする。
- (6) 本整備完了後、総務省総合通信局の無線検査に合格することとし、検査にかかる書類の作成及び整備に関する一切の説明並びに飛行検査等は乙側が行う。

7 提出書類

乙は次の書類を作成し、提出するものとする。

- (1) 本整備着工時
 - ア 工程表 1 部
 - イ 業務工程月報 毎月 1 部
- (2) 本整備完了後機体領収時
 - ア 作業内容等の報告 1 部
 - (ア) 新耐空証明書及び新運用限界等指定書
 - (イ) 作業全景写真
 - (ウ) 不具合処理一覧
 - (エ) 外注整備一覧（受託者以外の者が作業した場合）
 - (オ) 部品交換一覧
 - (カ) 航空機整備検査認定 確認書類
- (3) その他、甲が特に必要と認めた書類及び写真 1 部

8 その他

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、その都度協議するものとする。